

株 主 各 位

東京都墨田区太平四丁目一番三号
株 式 会 社 エ プ コ
代表取締役グループCEO 岩 崎 辰 之

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2016年3月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2016年3月25日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻 午前9時30分)
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル10階（Room101～103）
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第26期（2015年1月1日から2015年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2015年1月1日から2015年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬設定の件
4. インターネット開示についてのご案内
当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.epco.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「個別注記表」

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源削減のため、本招集ご通知並びに報告書をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.epco.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、現在及び今後の事業収益をベースに、将来の事業展開や経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金の確保などを総合的に勘案し、配当性向50%を目安に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

第26期の期末配当につきましては、スマートエネルギー事業に対する意志ある先行投資により当期の利益水準は低下しているものの、安定的な配当実施を重視いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は134,059,650円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2016年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、監督と業務執行を分離することで経営の機動性を高めることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条に基づく取締役会決議による取締役の責任免除に関する定めおよび同法第427条に基づく当社と非業務執行取締役との間の責任限定契約に関する定めを定款第24条（取締役の責任免除）に新設するものであります。なお、定款第24条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更を行うとともに、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。 第2章 株式及び端株 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 当社の<u>取締役に8名以内を置く。</u> (新設) (選任) 第18条 <u>(新設)</u> 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u> (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) (新設) (取締役会) 第21条 取締役会は、代表取締役グループCEOが招集し、その議長となる。代表取締役グループCEOに事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>	第1章 総則 (機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会及び</u>会計監査人を置く。 第2章 株式 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、5名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u> (選任) 第18条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u> (任期) 第19条 (現行どおり) 2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会) 第21条 (現行どおり) 2. <u>取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の承認決議があったものとみなす。 4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 4. (現行どおり)
(新設)	(業務執行の決定の取締役への委任)
(新設)	第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することが</u>できる。
(新設)	(取締役の報酬等)
(新設)	第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u>
(新設)	(取締役の責任免除)
(新設)	第24条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが</u>できる。
(新設)	2. 当社は取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第5章 監査役及び監査役会	
(員数)	(削除)
第22条 当会社に監査役4名以内を置く。	(削除)
(選任)	(削除)
第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期)	(削除)
第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(削除)
2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役) 第25条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u>	(削除)
(監査役会) 第26条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>	(削除)
2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u>	(削除)
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規程) 第26条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。また、取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案の効力の発生については、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	いわ さま よし ゆき 岩 崎 辰 之 (1964年11月10日生)	1982年4月 東芝エンジニアリング株式会社入社 1983年10月 有限会社三静水道工業所入社 1988年11月 岩崎設計サービス創業 1990年4月 有限会社エプロ設立 代表取締役 1992年6月 当社設立 代表取締役社長 2004年8月 艾博科建築設備設計(深圳)有限公司 董事長(現任) 2011年5月 EPCO(HK)LIMITED CEO(現任) 2012年4月 当社代表取締役グループCEO(現任) 2015年7月 エネチェンジ株式会社 社外取締役就任(現任)	1,266,600株
2	よし はら しんいちろう 吉 原 信 一 郎 (1975年2月22日生)	1997年10月 朝日監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入社 2001年4月 公認会計士登録 2002年1月 当社入社 経営企画室長 2002年4月 当社取締役 2009年4月 当社取締役 経営管理グループ長 2011年7月 当社専務取締役 経営管理グループ長 2012年4月 当社代表取締役COO 経営管理グループ長 2014年4月 当社代表取締役CFO 経営管理グループ長(現任)	20,000株
3	みや の とおる 宮 野 宣 (1957年7月2日生)	1976年4月 積水ハウス株式会社入社 1997年7月 当社入社 専務取締役設計担当 2001年2月 当社専務取締役管理担当 2009年4月 当社専務取締役 内部統制グループ長 2011年7月 当社取締役 内部統制グループ長 2014年3月 当社取締役退任 当社代表執行役員 プラットホームカンパニー社長 2014年8月 当社代表執行役員 大規模HEMS情報基盤整備事業プロジェクト担当 2015年3月 当社取締役就任(現任)	20,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案の効力の発生については、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	勝 又 智 水 (1960年9月14日生)	1984年9月 税理士鈴木直人事務所入所 1989年3月 税理士登録 勝又和彦税理士事務所入所 2000年3月 当社監査役就任 2003年4月 当社監査役退任 2004年4月 当社監査役就任（現任）	-株
2	増 田 光 利 (1968年3月27日生)	1990年10月 監査法人朝日新和会計社 （現 有限責任 あずさ監査法人）入社 1994年4月 公認会計士登録 2001年12月 公認会計士増田会計事務所開設 同所長（現任） 2006年4月 当社監査役就任（現任） 2007年12月 株式会社えいえん堂設立 同代表取締役就任（現任）	-株
3	成 願 隆 史 (1973年1月4日生)	1996年11月 朝日監査法人 （現 有限責任 あずさ監査法人）入社 2000年5月 公認会計士登録 2003年8月 ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社 （現 ケネディクス株式会社）入社 2008年1月 公認会計士成願隆史事務所設立 同所長（現任） 2009年4月 当社監査役就任（現任） 2010年7月 株式会社ファンデリー 監査役就任（現任）	-株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 勝又智水氏、増田光利氏、成願隆史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、勝又智水氏、増田光利氏、成願隆史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。監査等委員である取締役として選任が承認された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
4. 勝又智水氏につきましては、税理士としての長年の経験及び専門的見地からの高い見識を引き続き当社の監査に反映していただくため、社外取締役候補者といたしました。
- また、同氏は、税理士として長年にわたり企業税務に携わってきた経験を有すること及び既に当社の社外監査役として高い実績を上げていることなどから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって11年11ヶ月となります。

5. 増田光利氏につきましては、公認会計士としての長年の経験及び専門の見地からの高い見識を引き続き当社の監査に反映していただくため、社外取締役候補者といたしました。
また、同氏は、公認会計士として長年にわたり企業会計に携わってきた経験を有すること及び既に当社の社外監査役として高い実績を上げていることなどから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年11ヶ月となります。
6. 成願隆史氏につきましては、公認会計士としての長年の経験及び専門の見地からの高い見識を引き続き当社の監査に反映していただくため、社外取締役候補者といたしました。
また、同氏は、公認会計士として長年にわたり企業会計に携わってきた経験を有すること及び既に当社の社外監査役として高い実績を上げていることなどから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年11ヶ月となります。
7. 勝又智水氏、増田光利氏、成願隆史氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社と各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2011年4月26日開催の第21回定時株主総会において、年額2億円以内としてご承認いただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額について従前と同様に、年額2億円以内と定めることとし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会に一任するものとさせていただきたくお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」の効力が生じますと、取締役は3名となります。

なお、本議案の効力の発生については、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢と諸般の事情も考慮し、年額20百万円以内と定めることとし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたくお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の効力の発生については、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on the right side, suggesting it's resting on a surface. There is no handwriting or other markings on the paper.

東京都墨田区横網一丁目6番1号 国際ファッションセンタービル10階
(Room101～103)

電話 03 (5610) 5801 (代表)

交通案内

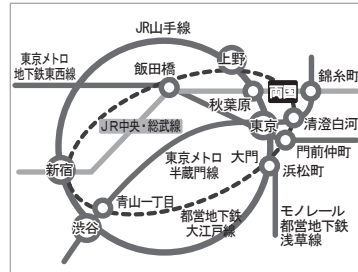
電車でのご利用

[地下鉄]

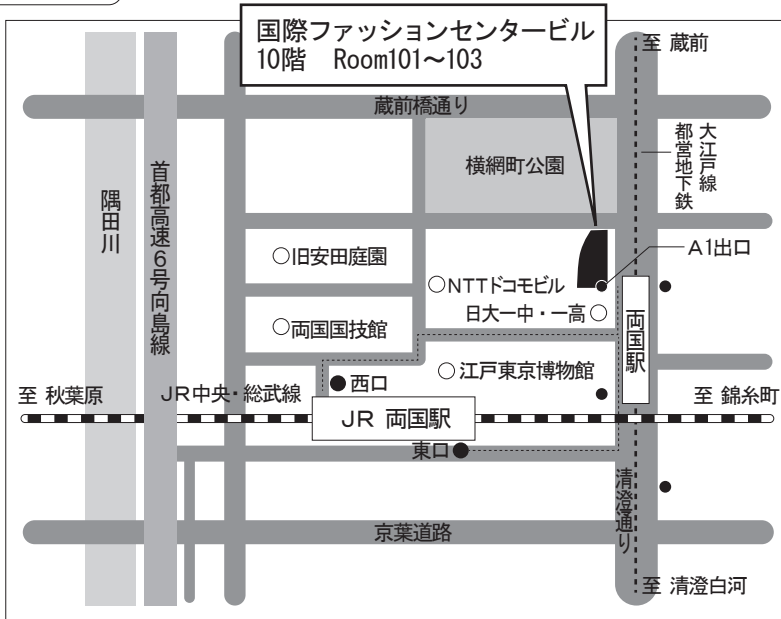
都営地下鉄大江戸線「両国駅」A1出口に直結。

[JR]

- JR中央・総武線「両国駅」東口より徒歩約6分。
東口改札より緑線沿いを千葉方面へ向かい、
突き当たり大通りを左折し
ガードをくぐり、約200m先左手25階建てビル。
- JR中央・総武線「両国駅」西口より徒歩約7分。
西口改札より両国国技館と江戸東京博物館の間の
歩行者用通路に沿って、止り止めるある十字路口を右折。
両国中学校と江戸東京博物館の間のレング道を進み
大通りを左折し、約50m先左手25階建てビル。



駅周辺地図



第26期報告書

2015年1月1日から2015年12月31日まで

(第26回定時株主総会招集ご通知添付書類)

株式会社 エ プ コ

(ご あ い さ つ)



代表取締役グループCEO
岩崎 辰之

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社グループ（当社及び連結子会社）第26期報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループにとって、今年は第二の創業元年であり、これからもお客様から信頼してもらえる企業文化を大切に守りながら、時代が必要とする新しい事業に積極的に取り組む、ベンチャースピリッツに満ちた企業に育ててまいります。

【人々の住まいを支えるプラットホームカンパニーの使命】

これからの住まいは、再生可能エネルギーの利用が大幅に進み、家電や住設機器がインターネットとつながり、電気・ガス・水道などのエネルギー消費が自動的にコントロールされる、超省エネルギー住宅の時代が到来すると考えており、当社グループといたしましては、省エネルギー性能を向上させる技術やサービスで、人々の住まいを支えてまいります。

また、今後の日本は少子高齢化が進み、お年寄り世帯、核家族化が益々増加するものと思われます。その人々の暮らしを支える大切なサービスが、住まいのアフターメンテナンス全般を24時間365日体制で見守るカスタマーサポートサービスであります。お客様の暮らしを支えるという使命感を持って、より良いサービスが提供できるよう努めてまいります。

【人々の暮らしを支えるスマートエネルギーカンパニーの使命】

2016年は電力小売が全面自由化され、電力小売会社を選ぶ時代が到来いたします。

今年の4月以降はこれまでの電力会社に加え、その地域で電力販売を行う企業から電力を自由に購入することが可能になり、電力販売に合わせて様々なサービスが提供されるようになります。

当社グループは、これまで培ってきた住宅・家庭分野でのノウハウや経営基盤を最大限活用し、当社グループ独自のスマートエネルギー技術で、人々の暮らしを支える電力サービスを提供してまいります。

目次

事業報告	1
1. 企業集団の現況	1
2. 会社の現況	11
連結計算書類	19
計算書類	22
監査報告書	25

(添付書類)

事業報告 (2015年1月1日から 2015年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種景気刺激策の効果等により、堅調な企業収益を背景に雇用・所得環境の改善が続き、個人消費は底堅く推移しましたが、中国を始めとするアジア新興国等の景気減速や原油価格下落の影響等が懸念され、景気の先行きは不透明な状況で推移しております。

当社グループが主に関連する住宅産業におきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減の影響に対し、戸建て住宅は本格的な回復には至っていないものの、賃貸住宅は相続税制改正に対する関心が引き続き高く、堅調に推移したことから、2015年（暦年）の新設住宅着工戸数は約91万戸（前期比1.9%増）となりました。

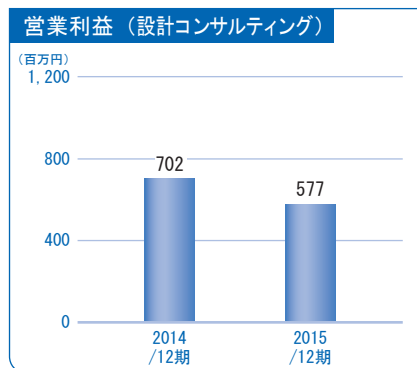
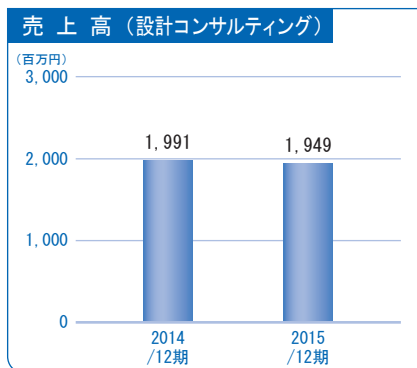
このような事業環境の中、当社グループは、既存事業において安定収益の確保を目的としたサービスラインの拡大及び業務効率化の取組みを実施する一方、スマートエネルギー事業を今後の成長分野と位置付け、2016年4月に予定されているわが国の家庭向け電力小売りの全面自由化に向けて、新規事業を立上げるべく意志ある先行投資を継続いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,131百万円（前期比2.7%増）、営業損失132百万円（前期は営業利益322百万円）、経常利益69百万円（前期比81.1%減）、当期純利益99百万円（前期比52.8%減）となりました。

セグメント別の概況につきましては、次のとおりであります。

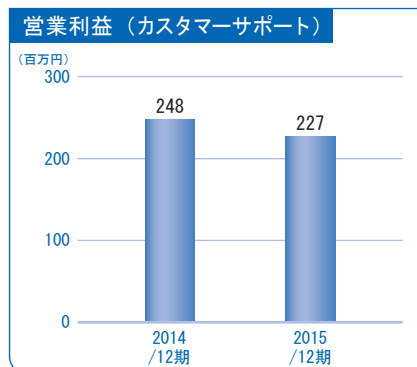
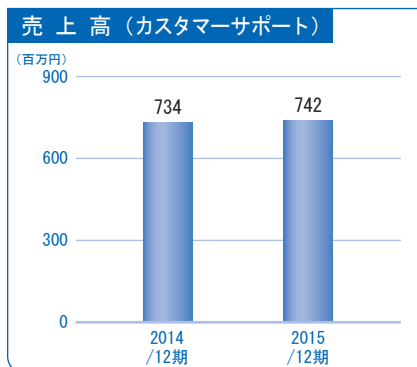
(設計コンサルティング事業)

消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減が収束し、新設住宅着工戸数が昨年5月より増加傾向に転じたことに伴い、設計受託の売上（給排水・電気）に関しては前期比で2.3%増加したものの、システム開発受託等の一時的な売上が前期比で減少したことから、売上高は1,949百万円（前期比2.1%減）となりました。また、物価上昇及び人民元高の影響による中国（シンセン）における設計コストの増加及び中国第2の設計拠点（吉林）の立上げ準備に伴い営業費用が増加し、営業利益は577百万円（前期比17.8%減）となりました。



(カスタマーサポート事業)

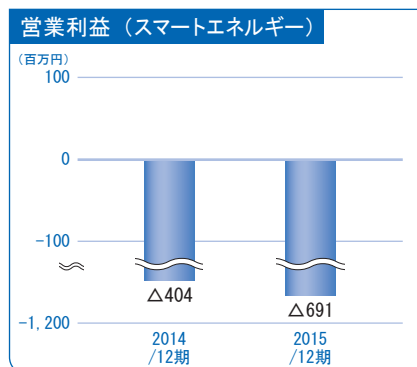
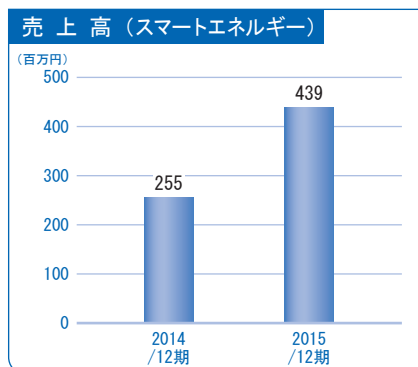
既存得意先に対するアウトバウンドサービスの受託が堅調に推移したことにより、売上高は742百万円（前期比1.1%増）となりました。一方、業務品質の向上及び今後の受託拡大を見据えて人員を増強したことにより、営業利益は227百万円（前期比8.4%減）となりました。



(スマートエネルギー事業)

住宅向けエネルギー関連のバックオフィス業務（蓄電池設計・ヘルプデスク等）の受託が増加したことにより、売上高は439百万円（前期比71.9%増）となりました。一方、2016年に予定されている電力小売りの全面自由化に向けて、人材採用及びシステム開発等の意志ある先行投資を推進した結果、営業損失は691百万円（前期は営業損失404百万円）となりました。

なお、当社グループは経済産業省が実施する補助金事業（大規模HEMS情報基盤整備事業、地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業及び那覇市地産地消型スマートコミュニティ構築事業可能性調査）に採択されており、当連結会計年度の営業損失のうち379百万円は上記事業に係る費用が発生したことによるものであります。また、当該費用に対応する補助金収入348百万円を営業外収益に計上しております。



(その他事業)

将来を見据えた既存事業の見直しの一環として申請監理事業より撤退したことから、その他事業の該当事項はありません。（参考：前期 売上高 69百万円、営業利益 9百万円）

セグメント別売上高実績

セグメント名称	主な事業内容	売上高	前期比	構成比
設計コンサルティング事業		千円	%	%
	給排水設備設計	1,574,457	103.4	50.3
	電気設備設計	184,452	94.4	5.9
	その他	190,840	70.1	6.1
	計	1,949,750	97.9	62.3
カスタマーサポート事業	カスタマーサポートサービス	742,266	101.1	23.7
スマートエネルギー事業	太陽光発電パネルの受託設計業務	439,774	171.9	14.0
	合 計	3,131,792	102.7	100.0

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

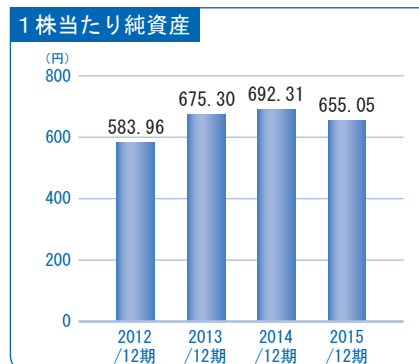
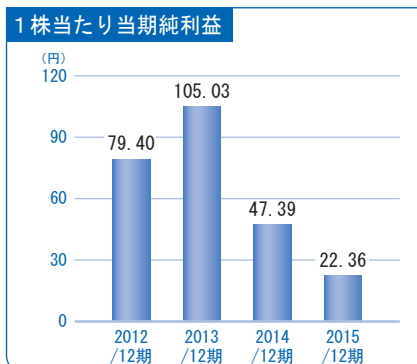
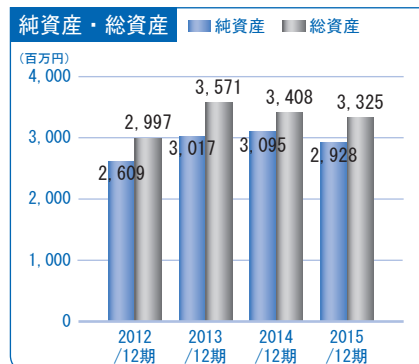
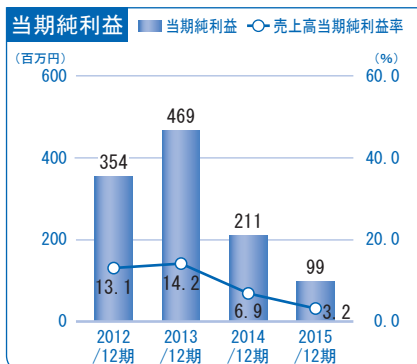
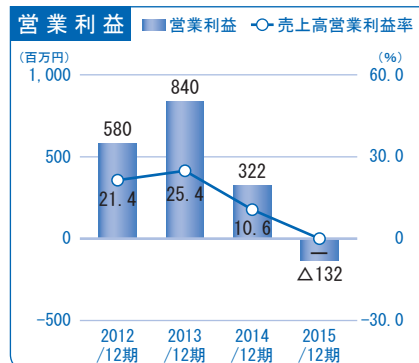
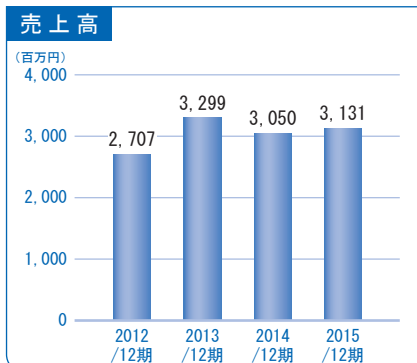
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2012年12月期)	第 24 期 (2013年12月期)	第 25 期 (2014年12月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2015年12月期)
売 上 高 (千円)	2,707,977	3,299,503	3,050,621	3,131,792
営 業 利 益 (千円)	580,161	840,245	322,527	△132,285
経 常 利 益 (千円)	591,954	828,536	367,918	69,715
当 期 純 利 益 (千円)	354,833	469,363	211,792	99,941
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	79.40	105.03	47.39	22.36
総 資 産 (千円)	2,997,972	3,571,639	3,408,677	3,325,556
純 資 産 (千円)	2,609,565	3,017,732	3,095,630	2,928,443
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	583.96	675.30	692.31	655.05

(注) 1. 第23期につきましては、事業年度の変更に伴い、2012年2月1日から2012年12月31日までの11ヵ月間となっております。

2. △印は損失を表示しております。



(注) 第23期につきましては、事業年度の変更に伴い、2012年2月1日から2012年12月31日までの11ヵ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
EPCO(HK)LIMITED	562百万円	100%	設計コンサルティング 中国におけるグループ会社の統括
艾博科建築設備設計（深圳） 有限公司	64百万円	100%	設計コンサルティング

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2016年4月より電力小売が全面自由化され、約8兆円の市場が開放されます。既存の電力会社に加えて家庭と接点のあるガス会社、通信会社などが新規参入を予定しており、お得な料金プランや電気とのセット割引で新市場でのシェア獲得を目指しております。また、電気料金以外で他社との差異化を図るため、生活関連サービスを打ち出す企業もあり、これまでの業種間の垣根を越境したサービス展開が予定されております。

また、当社グループがこれまで主力事業と位置付けてきた日本の住宅産業においては、相続税対策の一環として賃貸住宅の新築需要は旺盛であるものの、戸建住宅に限っては消費税の増税による反動減の影響が続いており、依然として低水準の新築着工となっております。

一方、中国国内では、経済成長の鈍化が鮮明になり、分譲マンションの販売不振、新規開発物件の凍結が実体経済にも影響を及ぼす状況になってまいりました。また、円の先安感と人件費の高騰により、中国国内での生産コストの上昇も経営を圧迫する要因の1つになっております。

当社グループでは、これらの課題を解決すべく、既存事業と電力サービス事業を掛け合わせ、相互補完しながら持続的な事業成長を目指してまいります。

1. 既存事業に対する取り組み（設備設計サービスとカスタマーサポートサービス）

これからの日本の住まいは、再生可能エネルギーの利用が大幅に進み、家電や住設機器がインターネットとつながり、電気・ガス・水道などのエネルギー消費が自動的にコントロールされる、超省エネルギー住宅の時代が到来すると考えております。

当社グループはこれまで住宅設備を工業化することで住宅品質を向上させ、人々の住まいを支えてまいりましたが、これからは、住宅の省エネルギー性能を向上させる設計技術やサービスで、人々の住まいを支えてまいります。

また、当社グループのプラットホームカンパニーが担当する設計サービスでは、給排水設備や電気設備の設計の他に、住宅用太陽光パネルの配置設計や発電シミュレーションを年間40,000棟以上手掛けております。加えて、ゼロエネルギー住宅には欠かせない住宅用蓄電池の設計サービスも、昨年は6,500棟以上に提供させていただきました。これらの実績を基に、今後は省エネルギー機器の設備設計サービスで、地球温暖化という社会問題の解決に貢献してまいります。

そして、既存住宅向けには、住まいのアフターメンテナンス全般を24時間365日体制で見守るカスタマーサポートサービスを提供しております。今後の日本は少子高齢化が進み、お年寄り世帯、核家族化が益々増加するものと思われます。その一方で、暮らしのなかでは、住まいのアフターメンテナンスはつきものです。特に高齢者の世帯では、住まいにトラブルがあると日常生活に影響を及ぼします。

そんな時、住まいの困りごとを24時間365日、いつでも相談できるカスタマーサポートサービスは暮らしを支えるインフラサービスになると考えております。

その実績の証しとして、当社グループが提供するカスタマーサポートサービスは、現在、約120万世帯のお客様向けに提供させていただいております。既存住宅向けのカスタマーサポートサービスの需要は、年々高まることが予想されますので、お客様の暮らしを支えるという使命感を持って、より良いサービスが提供できるよう努めてまいります。

2. 電力サービス事業に対する取り組み

2016年4月からは家庭まで含めた電力小売が自由化され、電力小売会社を選ぶ時代が到来いたします。これまでは地域ごとに決められた電力会社から電力を購入してきましたが、今年の4月以降は、その地域で電力販売を行う企業から電力を購入することができるようになります。

電力小売が自由化されると、電力販売に合わせて様々なサービスが提供されるようになります。当社グループは、これまで培ってきた住宅・家庭分野でのノウハウや経営基盤を最大限活用し、当社グループ独自のスマートエネルギー技術で、人々の暮らしを支える電力サービスを提供してまいります。

具体的にはこれまでお付き合いのある住宅会社などと連携して、住まいの省エネリフォームサービスを提供してまいります。設備機器が交換時期のご家庭に対して、電気・ガスのエネルギー診断から省エネ提案、省エネリフォーム工事、省エネ機器のリース提供とオリジナルサービスをパッケージにしてご提供させていただきます。

その他、電力販売を手掛ける企業向けのサービスでは、スマートメーターから電力データを取得し、電気料金の請求書作成や電力使用量の見える化などを、インターネットを通じてお客様（ご家庭や店舗など）に提供するサービスも予定しております。

また、電力販売に係る様々なお問合せなどに対応するコールセンターサービスや電力需給管理サービスも電力販売を手掛ける企業様と協業できる準備を進めていきたいと考えております。

電力やガス、水といったエネルギーは、国民生活の基盤を形成するうえで欠くことのできないインフラであり、暮らしの中では無くてはならない大切な社会基盤です。当社グループでは多くの企業と連携して、国民生活に直結する電力サービスを提供してまいります。

3. 中国市場に対する取り組み（広東聯塑艾博科住宅設備設計服務有限公司）

2011年に香港市場に上場している中国最大の住設管材メーカーであるCHINA LIANSU GROUPと共同で、広東聯塑艾博科住宅設備設計服務有限公司を設立しております。当社グループでは、中国のストックマンションに対して日本で培ったアフターメンテナンスサービスを展開することで水回りや家電のメンテナンス事業を普及させるべく、CHINA LIANSU GROUPのネットワークを通じて積極的に事業展開を行っております。

4. 中国拠点への対応

近年中国の都市部では、人件費の先高観が強まっており当社グループの中国設計拠点（広東省シンセン市）の経営にも影響を及ぼしております。これらを踏まえ、コスト競争力の強化を図るため、中国東北部の吉林市に第二の設計拠点を設け、人件費の上昇が緩やかな地方での設計オペレーションを増加させていく計画であります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（2015年12月31日現在）

セグメント名称	事業内容
設計コンサルティング事業	建築設備の設計・積算受託業務 建築設備のコンサルティング業務 設備工業化部材の加工情報提供業務
カスタマーサポート事業	コールセンター運営及び顧客情報管理業務
スマートエネルギー事業	太陽光発電パネルの設計受託業務 家庭向け蓄電池の設計・工事監理受託業務 家庭用余剰電力の買取サービス業務

(6) 企業集団の主要拠点（2015年12月31日現在）

①当社

名称	所在地
本社	東京都墨田区
沖縄情報センター	沖縄県那覇市

②子会社等

会社名	所在地
EPCO(HK)LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
艾博科建築設備設計（深圳）有限公司	中華人民共和国 広東省深圳市宝安区



(7) 使用人の状況（2015年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメント名称	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
設計コンサルティング事業	315（82）名	13名増（20名増）
カスタマーサポート事業	31（103）名	1名減（14名増）
スマートエネルギー事業	44（29）名	4名増（9名減）
全社（共通）	12（4）名	4名増（1名増）
合 計	402（218）名	20名増（26名増）

- （注） 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
163（218）名	5名増（26名増）	39.5歳	7.6年

- （注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2015年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

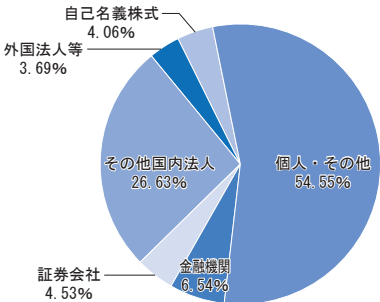
(1) 株式の状況（2015年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,658,000株（自己株式189,345株を含む）
- ③ 株主数 1,539名
- ④ 大株主

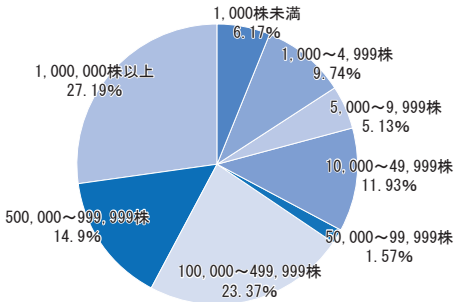
株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岩 崎 辰 之	1,266,600株	28.35%
パ ナ ソ ニ ッ ク 株 式 会 社	694,000	15.53
株 式 会 社 L I X I L	440,000	9.84
株 式 会 社 S B I 証 券	188,100	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	160,000	3.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	110,900	2.48
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	73,400	1.64
エ プ コ 社 員 持 株 会	43,500	0.97
山 内 仁 也	43,300	0.96
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	31,200	0.69

- (注) 1. 持株比率は、発行済の普通株式から自己株式（189,345株）を除いて計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の160,000株は、信託業務に係るものであります。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の110,900株は、信託業務に係るものであります。
4. 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）の31,200株は、信託業務に係るものであります。

所有者別株式分布状況



所有数別株式分布状況



(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2015年12月31日現在）

2014年4月14日開催の取締役会決議による新株予約権

1. 新株予約権の払込金額 1個につき2,200円
2. 新株予約権の行使価額 1株当たり1,795円
3. 新株予約権の行使条件

I 新株予約権者は、下記（i）又は（ii）に定める決算期に当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）が下記（i）又は（ii）に掲げる条件を充たした場合、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。

（i）2015年12月期または2016年12月期における有価証券報告書に記載される連結経常利益の金額が12億円を超過した場合、付与された新株予約権の50%が行使可能となる。

（ii）2015年12月期乃至2018年12月期のいずれかの期における有価証券報告書に記載される連結経常利益の金額が15億円を超過した場合、付与された新株予約権の100%が行使可能となる。

II 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、従業員または外部協力者の地位にあることを要するものとする。

III 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できる。

4. 新株予約権の行使期間 2016年4月1日から2020年3月31日まで

5. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		保有者数
取締役	140個	普通株式	14,000株	2人

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2015年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役グループCEO	岩 崎 辰 之	EPCO(HK)LIMITED CEO 艾博科建築設備設計(深圳)有限公司 董事長 エネチェンジ株式会社 社外取締役
代表取締役CFO	吉 原 信一郎	経営管理グループ長
取締役	宮 野 宣	
常勤監査役	勝 又 智 水	
監査役	増 田 光 利	公認会計士増田会計事務所 所長 株式会社えいえん堂 代表取締役
監査役	成 願 隆 史	公認会計士成願隆史事務所 所長 株式会社ファンデリー 監査役

- (注) 1. 常勤監査役勝又智水氏、監査役増田光利氏及び成願隆史氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役勝又智水氏、監査役増田光利氏及び成願隆史氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役勝又智水氏、監査役増田光利氏及び成願隆史氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役勝又智水氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役増田光利氏及び成願隆史氏は、公認会計士の資格を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4 名	46百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	6 百万円 (6 百万円)
合 計 (うち社外役員)	7 名 (3 名)	53百万円 (6 百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2011年4月26日開催の第21回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2001年4月27日開催の第11回定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2015年3月27日開催の第25回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
常勤監査役 勝又智水	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、監査役会12回全てに出席しました。税理士としての専門的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役 増田光利	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、監査役会12回全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役 成願隆史	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、監査役会12回全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

ニ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、コーポレートガバナンス体制の強化のため社外取締役を置くことを検討してまいりましたが、選任する場合は、当社の業務を理解し、独立した立場から業務執行に対する助言、監督を期待できる人材が適任と考え、社外監査役に加えて社外取締役の適任候補者の選任を株主総会に提案できるまでには至っておりませんでした。第26回定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行することに伴い、適任の候補者である社外取締役の選任を提案しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 当社取締役会における決議の概要

業務の適正を確保するための体制整備について、当社が会社法第362条第4項第6号の定めに基づいて取締役会で決議している基本方針の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、各分掌に従い内部統制システムを整備し、社内に諸規程・マニュアルの周知徹底を図るとともに、「取締役会規程」を遵守する。また、取締役会において取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。

監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監督し、課題の早期発見と是正に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録（以下、「文書等」という）に記録し、「文書管理規程」その他関連規程により適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行い、各文書等の存否及び保存状況を検索可能とする体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括責任者をグループCEOとし、当社の事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その達成を図る。また、取締役会において、各取締役の所管を明確にし、各機関及び各職位の権限並びに各部門の所管事項を社内規程に定めて、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体に適用されるコンプライアンス体制を構築する。

代表取締役及び取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。経営管理グループは、「グループ会社管理規程」に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、企業集団における業務全般にわたる内部統制システムの整備を行うよう指導する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役の独立性に関する事項

監査役は、その職務を補助するために使用人が必要な場合、経営管理グループ所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に報告すべき事項を監査役会と協議して定めることとし、当社の業務に影響を与える重要な事項については、使用人も含めて、直ちに監査役会に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。

代表取締役と監査役は定期的な会合を開催し、相互の意思疎通を図るよう努める。

監査役は、必要と認めるときは、監査業務のために独自に弁護士、公認会計士その他の外部の専門家を任用することができる。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回の定例取締役会を開催しており、当事業年度においては、定例取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催しました。定例取締役会では、月次決算及び業務に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。
2. 当社は、監査役会規程に基づき、原則として月1回の監査役会を開催しており、当事業年度においては、監査役会を12回、開催しました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査役は、代表取締役との面談を定期的に行っております。
3. コンプライアンスに抵触する事態の発生を早期発見し、早期解決に取り組むため、内部通報制度運用規程の整備を行うとともに、内部通報制度を導入し、全役職員に周知及び定期的な啓蒙活動を行っております。
4. 代表取締役により指名を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査担当者及び監査役は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有することで連携を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしていませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2015年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,617,494	流 動 負 債	352,274
現 金 及 び 預 金	1,667,182	買 掛 金	1,568
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	485,471	未 払 法 人 税 等	9,425
仕 掛 品	60,793	前 受 金	29,321
前 払 費 用	230,763	賞 与 引 当 金	13,710
繰 延 税 金 資 産	84,968	未 払 金	167,204
未 収 還 付 法 人 税 等	7,448	そ の 他	131,043
そ の 他	89,113	固 定 負 債	44,838
貸 倒 引 当 金	△8,246	長 期 未 払 金	11,360
		繰 延 税 金 負 債	18,292
		そ の 他	15,185
固 定 資 産	708,061	負 債 合 計	397,112
有 形 固 定 資 産	159,498	純 資 産 の 部	
建 物 及 び 構 築 物	60,286	株 主 資 本	2,659,101
工 具 器 具 備 品	94,858	資 本 金	87,232
そ の 他	4,353	資 本 剰 余 金	118,032
無 形 固 定 資 産	225,251	利 益 剰 余 金	2,642,731
ソ フ ト ウ ェ ア	224,863	自 己 株 式	△188,894
そ の 他	388	その他の包括利益累計額	268,101
投 資 そ の 他 の 資 産	323,311	為 替 換 算 調 整 勘 定	268,101
関 係 会 社 株 式	68,929	新 株 予 約 権	1,240
関 係 会 社 出 資 金	133,273	純 資 産 合 計	2,928,443
そ の 他	121,108	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,325,556
資 産 合 計	3,325,556		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

連結損益計算書

(2015年1月1日から
2015年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			3,131,792
売上原価			1,968,123
売上総利益			1,163,668
販売費及び一般管理費			1,295,954
営業損失			132,285
営業外収益			
受取利息	3,348		
補助金収入	348,175		
その他	4,142		355,666
営業外費用			
持分法による投資損失	149,879		
為替差損	1,720		
その他	2,064		153,664
経常利益			69,715
特別利益			
持分変動利益	32,245		
新株予約権戻入益	688		32,934
特別損失			
固定資産除却損	1,213		
投資有価証券売却損	488		1,701
税金等調整前当期純利益			100,948
法人税、住民税及び事業税	39,784		
法人税等調整額	△38,777		1,006
少数株主損益調整前当期純利益			99,941
当期純利益			99,941

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(2015年1月1日から
2015年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	87,232	118,032	2,788,567	△188,833	2,804,998
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△245,777	－	△245,777
当 期 純 利 益	－	－	99,941	－	99,941
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△61	△61
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 中 の 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△145,835	△61	△145,897
当 期 末 残 高	87,232	118,032	2,642,731	△188,894	2,659,101

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	288,702	288,702	1,929	3,095,630
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△245,777
当 期 純 利 益	－	－	－	99,941
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△61
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 中 の 変 動 額 (純 額)	△20,601	△20,601	△688	△21,289
当 期 変 動 額 合 計	△20,601	△20,601	△688	△167,186
当 期 末 残 高	268,101	268,101	1,240	2,928,443

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

貸 借 対 照 表

(2015年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,790,039	流 動 負 債	350,562
現 金 及 び 預 金	843,977	買 掛 金	35,834
受 取 手 形	1,387	未 払 金	167,141
売 掛 金	484,084	未 払 費 用	6,905
仕 掛 品	61,966	未 払 法 人 税 等	7,550
前 払 費 用	230,739	未 払 消 費 税 等	17,252
繰 延 税 金 資 産	81,517	前 受 金	29,321
未 収 還 付 法 人 税 等	7,448	預 り 金	68,725
そ の 他	87,166	前 受 収 益	16,066
貸 倒 引 当 金	△8,246	そ の 他	1,764
		固 定 負 債	44,838
固 定 資 産	1,072,834	長 期 未 払 金	11,360
有 形 固 定 資 産	131,426	繰 延 税 金 負 債	18,292
建 物	51,124	そ の 他	15,185
工 具 器 具 備 品	75,948	負 債 合 計	395,401
そ の 他	4,353	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	215,081	株 主 資 本	2,466,232
ソ フ ト ウ ェ ア	212,184	資 本 金	87,232
電 話 加 入 権	388	資 本 剰 余 金	118,032
貸 与 資 産	2,508	資 本 準 備 金	118,032
投 資 そ の 他 の 資 産	726,327	利 益 剰 余 金	2,449,862
関 係 会 社 株 式	49,288	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,449,862
関 係 会 社 出 資 金	562,846	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	53,897
敷 金 ・ 保 証 金	111,692	繰 越 利 益 剰 余 金	2,395,965
そ の 他	5,000	自 己 株 式	△188,894
貸 倒 引 当 金	△2,500	新 株 予 約 権	1,240
		純 資 産 合 計	2,467,473
資 産 合 計	2,862,874	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,862,874

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(2015年1月1日から
2015年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,103,608
売 上 原 価		2,003,064
売 上 総 利 益		1,100,544
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,239,798
営 業 損 失		139,253
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	179	
補 助 金 収 入	348,175	
そ の 他	4,142	352,496
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	1,386	
関 係 会 社 貸 与 資 産 償 却 費	1,921	
そ の 他	214	3,522
経 常 利 益		209,719
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	688	688
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,036	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,380	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	42,798	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	194,211	239,427
税 引 前 当 期 純 損 失		29,018
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	39,784	
法 人 税 等 調 整 額	△44,782	△4,998
当 期 純 損 失		24,020

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

(2015年1月1日から
2015年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			
				特別償却 準 備 金	固定資産圧 縮積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	87,232	118,032	118,032	50	—	2,719,610	2,719,660
当 期 変 動 額							
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△50	—	50	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	64,377	△64,377	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△10,480	10,480	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△245,777	△245,777
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	—	—	△24,020	△24,020
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△50	53,897	△323,644	△269,797
当 期 末 残 高	87,232	118,032	118,032	—	53,897	2,395,965	2,449,862

	株 主 資 本			新株 予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当 期 首 残 高	2,719,660	△188,833	2,736,091	1,929	2,738,020
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩	－	－	－	－	－
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	△245,777	－	△245,777	－	△245,777
当 期 純 損 失 (△)	△24,020	－	△24,020	－	△24,020
自 己 株 式 の 取 得	－	△61	△61	－	△61
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	－	－	－	△688	△688
当 期 変 動 額 合 計	△269,797	△61	△269,858	△688	△270,547
当 期 末 残 高	2,449,862	△188,894	2,466,232	1,240	2,467,473

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年2月26日

株式会社エプコ

取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員	公認会計士	齊藤 剛	㊞
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	矢野 貴詳	㊞
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エプコの2015年1月1日から2015年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エプコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年2月26日

株式会社エプコ

取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齊藤 剛	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢野 貴詳	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エプコの2015年1月1日から2015年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年1月1日から2015年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財残の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年2月26日

株式会社エプコ 監査役会
常勤監査役 勝又智水 ⑩
(社外監査役)
社外監査役 増田光利 ⑩
社外監査役 成願隆史 ⑩

以上

株主メモ

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月に開催
基準日	
期末配当金	12月31日
中間配当金	6月30日
	(その他必要あるときは、あらかじめ公告して定めます。)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	TEL 0120-232-711 (通話料無料)
公告の方法	当社のホームページに掲載いたします。 (http://www.epco.co.jp/) ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。



上場株式配当等の支払いに関する通知書について

租税特別措置法の2008年改正(2008年4月30日法律第23号)により、2009年1月以降に当社がお支払いする配当金について、配当金額や源泉徴収税額等を記載した「支払通知書」を株主さま宛にお送りすることになりました(同封の「配当金計算書」が、「支払通知書」を兼ねることになります)。

なお、「支払通知書」は、株主さまが確定申告する際の添付資料としてご使用いただくことができます。

お問い合わせ先

株式会社エブコ 経営管理グループ

住所：〒130-0012
東京都墨田区太平四丁目一番三号
オリナスタワー12階
TEL：03-6853-9165
FAX：03-6840-3954
URL：<http://www.epco.co.jp/>
e-mail：epco-ir@epco.jp

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(2015年 1 月 1 日から2015年12月31日まで)

株式会社エプコ

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.epco.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・連結子会社の名称 | EPCO(HK)LIMITED
艾博科建築設備設計（深圳）有限公司 |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

- | | |
|------------------|--|
| ・持分法を適用した関連会社の数 | 4社 |
| ・持分法を適用した関連会社の名称 | 広東聯塑艾博科住宅設備設計服務有限公司
ONE エネルギー株式会社
エネチェンジ株式会社
深圳艾科築業工程技術有限公司 |

なお、エネチェンジ株式会社は、当連結会計年度中に新たにエネチェンジ株式会社の株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることといたしました。また、パナソニック・エプコ エナジーサービス株式会社については、所有株式の全てを売却したため、持分法適用の関連会社でなくなりました。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- | | |
|------|---|
| ・半製品 | 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| ・仕掛品 | 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

海外子会社の有形固定資産については定額法で、その他の有形固定資産については以下のとおりであります。

- ・2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法
- ・2007年4月1日以降に取得したもの
定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間を基礎に当連結会計年度の負担に属する支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「前払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「流動資産」の「その他」に含まれる「前払費用」は20,712千円であります。

前連結会計年度において、独立掲記していた「流動資産」の「半製品」については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「無形固定資産」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「無形固定資産」に含まれる「ソフトウェア」は77,342千円であります。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「流動負債」の「その他」に含まれる「未払金」は151,616千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「特別利益」の「その他」に含まれる「新株予約権戻入益」は6千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

投資その他の資産	その他	2,500千円
----------	-----	---------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

250,542千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	4,658,000		—		—	4,658,000

(2) 自己株式の数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	189,311		34		—	189,345

(変動事由の概要)

(注) 自己株式の増加34株は、単元未満株式の買取による増加34株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2015年3月27日 定時株主総会	普通株式	134,060	30	2014年12月31日	2015年3月30日
2015年8月12日 取締役会	普通株式	111,716	25	2015年6月30日	2015年9月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	134,059	30	2015年12月31日	2016年3月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い預金で資金運用する方針であります。

また、資金調達については、調達時点で最も効率すると判断される方法で実行する方針であります。なお、当社グループのデリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定し実施することを原則とし、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されており、経営管理グループを中心に回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、未払法人税等、未払金は、主に2～3ヶ月以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2015年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,667,182	1,667,182	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*)	485,471 △8,246		
	477,224	477,224	—
(3) 未収還付法人税等	7,448	7,448	—
資産計	2,151,855	2,151,855	—
(1) 買掛金	1,568	1,568	—
(2) 未払法人税等	9,425	9,425	—
(3) 未払金	167,204	167,204	—
負債計	178,198	178,198	—

(*)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金及び(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払法人税等及び(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (千円)
(1) 関係会社株式	68,929
(2) 関係会社出資金	133,273
合 計	202,203

上記は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区 分	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,667,182	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	485,471	—	—	—
(3) 未収還付法人税等	7,448	—	—	—
合 計	2,160,102	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	655円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	22円36銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

② 関係会社出資金 総平均法による原価法

③ たな卸資産

・ 半製品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
個別法による原価法

・ 仕掛品

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産については以下のとおりであります。

イ. 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ. 2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

イ. ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法

ロ. 貸与資産

定額法（5年）

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「半製品」については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の、「特別利益」の「その他」に含まれる「新株予約権戻入益」は6千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	208,109千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	31,154千円
短期金銭債務	34,374千円
(3) 取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務	
短期金銭債務	1,568千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	159,391千円
外注加工費	453,627千円
② 営業取引以外による取引高	10,769千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普通株式 (株)	189,311		34		—	189,345

(変動事由の概要)

(注) 自己株式の増加34株は、単元未満株式の買取による増加34株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式	68,397千円
前受収益	11,016千円
たな卸資産	5,706千円
長期未払金	4,000千円
その他	11,546千円
繰延税金資産小計	100,669千円
評価性引当額	△6,759千円
繰延税金資産合計	93,909千円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△29,300千円
還付事業税	△1,383千円
繰延税金負債合計	△30,684千円
繰延税金資産の純額	63,224千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.0 %
(調整)	
評価性引当額	△23.3
税率変更による差異	△12.3
還付事業税	8.5
低減税率適用	7.4
税額控除	4.9
住民税均等割	△4.7
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.2

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、2016年1月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.0%から35.2%に変更されております。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は3,224千円減少し、法人税等調整額が3,224千円増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	艾博科建築設備設計(深圳)有限公司	所有 間接100%	設計業務委託、固定資産の貸与	設 計 業 務 の委託	453,627	買掛金	34,266
関連会社	ONEエネルギー株式会社	所有 直接14.9%	蓄電池の設計業務等の受託	蓄 電 池 の 設 計 業 務 当の受託	159,391	売掛金	31,154

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

定期的に価格交渉の上、市場価格を基準として、一般的取引と同様に決定しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	パナホーム株式会社 (パナソニック株式会社の子会社)	—	設計・カスタマーセンターサービス業務受託	設 計 ・ カ ス タ マ ー セ ン タ ー サ ー ビ ス 業 務 受 託	436,611	売掛金	92,837

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

定期的に価格交渉の上、市場価格を基準として、一般的取引と同様に決定しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(3) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	氏名又は 会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその 近親者	岩崎 辰之	被所有 直接28.35%	当社 代表取締役 グループCEO	特許取引 実施補償 金支払	10,256	買掛金	1,568
役員が議決権 の過半数を所有 している会社	Energy Station Company Limited.	—（注3）	システム提 供及びコン サルティング 契約の締結	システム 利用及び コンサルテ ィング 業務委託	26,101	—	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
定期的に価格交渉の上、市場価格を基準として、一般的取引と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。
3. 当社代表取締役グループCEO 岩崎辰之が議決権の100%を直接保有しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 551円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 5円38銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。